

## 市域擴張記念 大東京概観 - 抜粋 -

昭和7年10月1日 東京市役所 編纂兼発行

## 【序言】

本市及隣接町村多年の翹望であつた市域の擴張は愈々茲に昭和七年十月一日を期して實現するに至つた。顧れば市域擴張の聲を聞いてから、實に四十年の永い年月を閲してゐる。其の間國運の隆昌に伴つて、市勢は内に外に充實膨張し、更に彼の大震災はこの趨勢に拍車を加へ、隣接町村の發達都市化は寔に驚嘆に値し、最早市郡の境を明かになし得ず、連檐櫺比渾然たる一大都市を形成するに至つた。茲に於て舊市民及隣接町村民は等しく社會生活及經濟生活を全く同じくするにも拘らず、不自然なる境界に劃され種々の不合理不便を痛感するに至つた。

本市會はこの情勢に鑑みるところがあつて、昨夏市域擴張の必要を、理事者に建議すると同時に、適當な措置を講ずべき建議を為し、茲に昭和六年八月二十四日臨時市域擴張部の設置を見たのである。爾來市會に於ける都制に關する實行委員會の活動と、隣接町村側に於ける熾烈な併合の希望とは、相呼應じて輿論の皈依を明確にし、更に監督官廳の熱誠なる處理に依り、遂に本年五月二十四日、東京府告示に依つて東京市は隣接五郡品川町外八十一ヶ町村を併合し所謂大東京を實現する事になつたのである。

新東京市の人口は實に五百萬を突破し、その面積又五百五十平方料に達する。人口に於ては紐育に亞ぎ堂々世界第二の霸都たる地位を贏ち得、其の面積に於ては、ロサンジエルス、上海、伯林、紐育に次ぎ世界の第五位を占めた。

明治三十一年十月一日本市が特別市制の羈絆を脱して、完全な自治體として更正してから正に三十四年に相當する自治記念日に當り、我等の帝都は廣大な地域を新たに市域に編入し、名實共に世界の霸都たるを得たことは誠に慶賀に堪へない。

然し乍ら我等の素志は元より單なる市域の擴張にあるのではなく、實に日本の政治經濟の樞軸である帝都として、其れに適應せる都制の施行さるる事であつた。今後我々市民に課せられたる問題は此の都制の獲得である。

彼の地軸を震撼した大震災に一瞬荒野と化した帝都は、市民の不撓不屈の精神と努力とに依つて、今や復興の完成を告げ、又茲に市域を擴張して輦轂の下、日本の帝都として、世界文化の中樞新たなる第一歩を踏み出した。我々市民はこの意義ある門出に際して、深く期するところがない。

本市第三十四回自治記念日に際會し、更に我が東京市政にとり劃期的な隣接八十二ヶ町村の併合實施の記念すべき秋に當つて、本誌を刊行する所以のものは、今回の市域擴張が我が國に於けるのみならず、世界都市行政上に於ても亦未曾有の大事業であつた事を明かにし、複雑極まりなき大都市東京の大觀を極めて簡潔に眼前に展開し、其の市政に對する關心と、愛市の念を喚起する楔とならん念願に他ならない。

尚本書は臨時市域擴張部の公刊せる市域擴張に關する調査資料の最後をなすものである。

昭和七年十月一日

東京市臨時市域擴張部

## 例言

- 一、本書は市域擴張の實現に際して、東京市の現勢を一般に聚知せしめんがため編纂せるものである。
- 一、本書に輯録した各章節は主として當部調査課、關係局課及び東京府の調査するところに據る。
- 一、行政区劃の名稱は資料作製の都合上、新區名に依り或は舊町村名に依り其の儘表示する等統一を缺みてゐる。
- 一、本書に言ふ大東京とは市域擴張後の東京市を指稱する。
- 一、本書の内容は昭和7年現在を基礎としたるも止むを得ざるものは其れ以前の資料に據る。

## 【市長挨拶】

### 大東京の實現に際して 東京市長 永田 秀次郎

今回東京市多年の懸案である隣接町村の合併が實現され、我が東京市は隣接五郡八十二ヶ町村を編入して、この目出度き第三十四回自治記念日に當る十月一日を期して、大東京の誕生を見るに至つたことは、五百萬市民と共に衷心より慶賀に堪へないところである。

都市は人口及面積の大を誇つて能事了れりとするものではないが、一の都市が政治經濟其の他文化諸般の中樞として大なる人口を吸収した結果、其の市域外に溢出した人口が母市と渾然たる有機的生活を營み不可分の状態を呈すに至つた場合、之を一体として統制する事は極めて當然且つ緊要と言はねばならぬ。

此の點に關して、本市今回の市域擴張は必ずしも事態に先んずるの擧とは云ひ難いのであつて、現に他の五大都市に於ては大正十年以來名古屋市を初めとし、大阪、横濱、神戸の諸都市相踵いで市域擴張を實施し、最近又京都市に於ても昭和六年四月一日を期して廣大なる近郊市町村の合併を行ふに至つた。世界の大都市の事例も亦然りである。本市市域擴張は聊か立遅れたる觀ありと雖も、茲に一億六千七百萬餘坪の面積に亘つて、人口五百萬を擁する世界第二の大都市としての帝都大東京の建設を完ふしたのである。

私は輝く日本の帝都としての誇を心底深く感ずると共に、伸び行く大帝都の完成を五百萬市民と手を取り合つて誓ひ度いのである。

市域擴張は面積と人口との大東京の出現を意味するのであるが、更に本市四十年來の懸案である都制の實施は、實に市政運用を圓滑ならしめ市民生活の福利安康を期する所以である。此の意味に於て今回の市域擴張は都制々定の前提をなすものと云ふ事が出来る。

今回の市域擴張に際しても都制の實施を先にすべきであると云ふ議論があつたが、實現の容易な隣接町村の合併を先にやれば、都制も却つて早く實現を見るのではないかと考へたのである。市域擴張が實現して、大東京の行政区劃の確立した今日に於ては都制も遠からず實現するものと信じて居るが、此の意味に於ても亦市域擴張の意義は重大である。眞實の仕事はこれからにあるから、今後共市民の自覺ある援助に俟たなければならない。

更に又都制を離れて考へても擴張後の施設に就ては非常な努力と見識を必要とする。

即ち同一の都會生活を營んで居る五百萬市民は、市民として平等の福祉を亨く可きものであるが、これは五百萬市民を一家族、大東京を一家と見做して適當な施設をするといふ事で、必ずしも何處でも同じ施設をすると云ふ意味ではない。一家には玄關もあり奥の間もある如く、今後の施設に就ても極めて大なる見識を以て、各區各方面に適切な施設をなす可きものと考へて居る。この點を新舊五百萬市民諸君は深く理解されて融合一致、兄弟牆に闌ぐ様なことのないやう念願して止まない。

又舊市域に對しては、現下財界不況の折柄出來得る限り負擔を増加せしめない様充分の注意を拂つてゆき度い。又山の手方面の施設等も、合併の爲め既定の事業を遅らせない様にし度い。新市民に對しては可及的速に、不完全な各種の施設を改善すること、特に二部教授は國民教育上眞に遺憾な事であるから、出來得るだけ速に撤廢すると共に、道路、上下水道、社會事業施設等に就ても同様改善を圖る積りである。

擴張後の新規事業計畫費は、臨時市域擴張部の概算によれば、舊市域四億五千七百萬圓、新市域三億八千四百萬圓に達するが、之を急激に施行する事は困難であるから、負擔の程度、事業の適否緩急等を考慮した上、漸を追ふて實施し、急がず騒がず堅實主義を以て進み度いと考へて居る。

最後に永年の懸案である此の大問題の實際上の解決に當られた市會議員諸君の努力は勿論、藤沼前東京府知事竝に香坂知事の己を空しくする襟度を以てこの解決に當られた事には深厚の謝意を表する次第である。更に内務當局が非常なる熱意を以つて特に敏速なる許可を與へられたことは、永久に忘れ得ざる感激である。尚又都下各新聞紙を初め、關係各方面の本問題解決の爲に寄せられたる同情諒解等に對しては、新舊全市民の衷心より感謝するところである。

## 【目次 概略】〔全 652 頁〕

第一章 <b>東京市の沿革と市域の變遷</b>	第八章 大東京の社會事業
第一節 沿革	第九章 大東京の保健衛生
第二節 <b>市域の變遷</b>	第十章 大東京の産業
第二章 <b>東京市内外の發展膨張と市域擴張</b>	第十一章 <b>東京都市計畫及同都市計畫事業</b>
第三章 <b>市域擴張の經過</b>	第十二章 大東京の上水道
第一節 <b>都制案の沿革と市域擴張</b>	第十三章 大東京の下水道
第二節 <b>市域擴張の經過</b>	第十四章 大東京の道路橋梁及河港
第三節 <b>市域擴張の確定</b>	第十五章 大東京の交通
第四節 <b>市域擴張に對する反對意見</b>	第十六章 大東京の運輸
以下の章 節 省略	第十七章 大東京の電氣供給事業
第四章 <b>市域擴張の區域</b>	第十八章 新區勢概況
第五章 大東京の人口	第十九章 新市域の町名
第六章 大東京の財政	第二十章 <b>結語</b>
第七章 大東京の教育	附録 臨時市域擴張部事務日誌抜

## 第一章 東京市の沿革と市域の變遷

### 第一節 沿革 省略

### 第二節 市域の變遷

江戸が都邑の形體をとるに至つたのは徳川氏入府以後である。今から三百四十年前即ち天正十八年徳川家康入府當時の江戸の地域は、今の丸の内及其附近の一部に過ぎず、城下の民舎は今の麹町半蔵門邊より大手に出で當時六本木と稱した小傳馬町一丁目邊を過ぎて浅草に至る街道に沿ひ大手町邊及び麹町邊に小市街があつたばかりであつた。

徳川氏が海内に覇を制してより封建政治の中心としての江戸の發展は目覺しく、今から三百年前寛永初年頃には幕府の江戸改造により漸次市街整ひ早くも神田は其の地域内に入り、今から二百八十年前承應年間には、江戸の地域は唯江東及山の手下町の一部を残して倍大擴大された。次いで延寶年間なる二百五十年前には、兩國橋の架設によつて本所深川は結ばれ殆んど現在の東京市域と選ぶことなき地域となり、更に今より百年前天保年間には深川方面の埋立も進捗し、市街の面目は一變し覇都としての江戸を觀るに至つたのである。

其後封建政治は漸次衰亡に向ひ、徳川氏入府後二百六十八年にして遂に幕政の中心江戸は滅び明治新政府の中心東京の生誕となつたが、其の時直ちに地域には變更なく、明治六年及七年に至り行政上の便宜の為地域に多少の變更をみた。次いで明治二十二年に至り特別市制を施行することとなつて廣範圍に亘る境界の變更が行はれた。

現在の麹町神田日本橋區の全部、佃島及埋立地を除く京橋區の全部、白金の大部及埋立地を除く芝區の全部、麻布區赤坂區の大部、内藤新宿町を除く四谷區の全部、早稲田鶴巻町を除く牛込區の全部、小石川本郷下谷浅草各區の大部、本所區の大半、深川區の大半及大崎澁谷巢鴨南千住龜戸大島各町の一部。

明治二十二年五月特別市制を布くこととなつたが、この時に當り東京府は管下の東京及び荏原外五郡の廣範圍に亘り行政區劃の整理を斷行し、市制施行の日を期して之を實施した。

其大要を示せば左の如くである。

荏原郡白金村の大部、南豊島郡下澁谷村原宿村千駄ヶ谷村内藤新宿一丁目の各一部、牛込早稲田村の全部、北豊島郡小石川村の大部、雜司ヶ谷村飛地巢鴨村高田村の各一部、下駒込村の大部、日暮里村の飛地谷中村の全部、金杉村三輪村の各一部、下谷龍泉寺村の各全部、千束村の一部、坂本村の大部、地方山谷町地方今戸町の各全部、地方橋場町の大部、南葛飾郡須崎村の大部、本所出村の飛地押上村小梅村の大部、請地村の一部、中の郷村の大部、柳島村の一部、龜戸村深川本村の各飛地六間堀出村の一部、猿江村大島村の飛地其他毛利新田、海邊新田、八右衛門新田、永代新田、千田新田、石小田新田、平井新田、久左衛門新田等の一部を市域に編入した。

之に反し從來東京に屬してゐた

芝區白金猿町の一部、麻布區麻布廣尾町及澁谷上廣尾町の一部、澁谷下廣尾町澁谷神原町赤坂區青山南七丁目同北町七丁目澁谷宮益町下谷區下谷通新町三輪町の飛地小石

川區巢鴨町一三四丁目の全部、小石川大塚辻町高田老松町高田豊川町及雜司ヶ谷の各飛地本所區龜戸町本所五ノ橋町の各全部、本所松江町四丁目深川區深川上下大島町の一部等は市域を離脱して夫々郡部へ編入せられた。翌明治二十三年に至り更に前記廢置分合中に追加更正が行はれた結果、南葛飾郡龜戸村の一部深川出村毛利新田大島村の各飛地等の市域編入を見るに至つた。

対いで明治三十一年十月一般市制が施行されたが市域には何等の變更もなかつた。

明治二十二年特別市制施行後大東京實現に至るまでの市域の擴張は、大正九年の豊多摩郡内藤新宿町の四谷區編入と明治二十四年よりはじまれる埋立地編入とに止まる。

豊多摩郡内藤新宿町の四谷區編入は明治二十二年竝に二十三年に行はれた行政區劃の變動と全く其の趣を異にし、監督官廳の自發的處分ではなくて、自治體たる市及町の相互間に於て直接交渉の結果行はれたものであり、其の面積は三十三漫五百六十三坪である。

この内藤新宿町編入以外に隅田川改良竝に市内枝川改修工事に伴ふ海面埋立により生じた所屬未定地で市域に編入されたものがある。其の面積は明治二十四年より現在まで實に百二十八萬六千二百五十四坪に達してゐる。

市制施行後以上の外市域の變遷は絶えて無かつたが、東京市内外の發展膨張は停止するところを知らず市域擴張の必要は漸く輿論となつた。斯くて本年五月機運熟して隣接荏原豊多摩北豊島南足立南葛飾五群八十二ヶ町村の市域編入決定し、十月一日より其の實施を見るに至つた。この點に就ては後章に詳述する。東京市はこゝに從來の地域に一億四千百八十八萬千二百七十一坪(四百六十九平方軒)を新たに加へて一億六千七百十六萬三千四百二十九坪(五百五十平方軒)の大地域に擴大することゝなつた。

残された問題は唯都制の實施であるが、その實現はすでに決定的とみられこれが實現の暁は更に八王子市及西多摩南多摩北多摩三郡を加へて嶋嶼を除く東京府の全部面積實に四億三百九十七萬六千四百三十坪(千七百四十二平方軒)の廣大な地域となるものである。

以下資料(全國主要都市市域擴張一覽)省略

## 第二章 東京市内外の發展膨張と市域擴張

前章に於て、東京及東京市域の變遷發達を沿革的に述べた。即ちその歴史的發達の線に沿ふて單なる政治的、數量的事象として觀察して來たのである。政治の窮極の目的とする處は民衆の社會生活上、經濟生活上の福祉を均等的に向上發達せしむるに在るから、前述の政治事象の變遷發達は結局住民の社會生活經濟生活の變化に照應す可きものである。

この點から、一般的に自治團體たる大都市の行政區域は其の住民の社會生活、經濟生活乃至は政治生活の實際領域と合致しなければならない。

従つて東京市に就て云へば、東京市の區域を住民の社會的經濟的及び政治的生活の實際領域と合致せしめて、統合的自治體を構成し、關係住民の共同利益の伸張を圖るの要がある。

蓋し、今日の東京は其の外域に向つて急激なる外延的膨張を為しつつある。帝都とし

て國內政治文化の中樞たるのみならず、國家經濟の樞軸としての都市的吸引力は其の周圍に人口を集中して止む處を知らない。其の市域内に收容し得ない人口は郊外に溢出する外に道のない結果、其の郊外は逐年都市化して異常なる進展を遂げつつある。斯くて現在に於ては東京市は所謂、大東京てう大都市區域の核心部を占めるに過ぎず、其の核心部に收容するを得ない溢出口は東京市外域に雜然として分立して居る、八十有餘の地方自治團體内に收容せざるを得ない状態にある。

これ等自治團體は夫々分立して核心部たる東京市と有機的の連繫を有して居ないから、市民生活は行政上多大の不便を蒙り、二重行政の不合理と不便を免れない。

即ち前述した民衆の社會生活、經濟生活乃至政治生活と、政治的事象としての制度との間に間隙を生ずるに至つたのである。されば、實質的には有機的一體を構成する市、郡を合併して統合的自治體を構成する事によつてのみ前述の市民生活上の不合理と不便とを解消し得るのである。それにも拘らず東京市は市制實施以來、僅かに内藤新宿町並に新埋立地を市域に編入しただけで、四十餘年來依然として舊態を固守し、既に都市化を完了し、又は其の過程にある數多の隣接町村に對して敢て積極的考慮を拂はなかつた。試みに大都市行政の根基をなす諸法例の法域、又は施行區域に就て觀ると、其の多くは多數の郊外町村を包含するの實状にある。例之都市計畫法及中央卸賣市場法は東京市を中心として、六郡八十四ヶ町村を其の實施區域とし、市街地建築物法は東京市外五郡六十八ヶ町村を、借地法竝に借家法は東京市外三十三ヶ町村を施行區域とし、其の他汚物掃除法は其の準用區域に隣接四十三ヶ町村を包含し、産業組合法、速達郵便規則、電話規則等、都市生活上重要關係を有する諸法規も亦東京市を中心とした多數近郊の町村を其の施行區域又は法域として指定する實状にある。

是を以て見ても、東京市の隣接町村合併は、統合的自治體を構成し大都市行政を整備すると共に、同市竝に隣接町村住民の共同利益を増進せしむる所以である事が分る。

以下、隣接町村の發展か如何に市域擴張の必要を痛感せしむるに至つたかを種々の觀點から検討してみやう。

先づ人口の増加と云ふ點から見れば、前述の如く近時東京市を中心とする所謂大東京内の隣接町村の人口増加は駸々として止む處を識らざる状況である。實に大正九年と昭和五年に國勢調査の人口を觀ると、大正九年に於ては市内の人口は二百七十七萬三千二百一人であり、隣接五郡八十二ヶ町村の人口は百十七萬七千四百二十九人であつたが、昭和五年に於ては市内の人口は二百七十七萬九百十三人となり、五郡の人口は二百八十九萬九千九百二十六人となつた。即ち其の十年間に大東京は百六十二萬人を増加したが、市内に於ては十萬人の減少を來せるに反し、隣接の町村に於ては實に百七十二萬人を増加した。

市内に於ける人口増加は極めて緩慢であり、近來は毎年一萬五千人を増すに過ぎず、市内人口は既に二百十萬人を以て飽和状態に接近し、過剰人口は隣接町村に溢出した為に之等町村は異常なる發展を來し、今日に於ても既に二百九十萬人を擁して東京市の廣大な延長を為すに至つた。五郡に於ける人口増加の趨勢は歳と共に愈々加速度化を示し、年々約二十萬人を増加しつつある。而して東京市に近隣する所謂第一圈たる隣接町は市内同様、人口極めて稠密を加へ、既に都市化を完了し市街の發展連檐櫛比の状は市内と何等撰ぶ所なく人口増加も亦漸次低落の情勢を示すに反し、第二圈内の各町に於て

人口増加の最も著しきを見るのである。

隣接五郡八十二ヶ町村中町制を実施するものは六十ヶ町に達し、未だ村制を布くものは荏原郡の二村、北豊島郡の七村、南足立郡の七村及南葛飾郡の六村合計二十二ヶ村があるのみである。

人口の密度の點より觀ても市内は一萬坪當平均八百十九人の稠密を示し、五郡八十二ヶ町村は平均二百四人を示し、大東京の人口密度は平均二百九十七人となる。之を海外大都市に比較すれば紐育は一萬坪當二百八十六人で、大東京より少きこと十一人であり、又伯林は百六十二人で大東京より少きこと實に百三十五人である。又以て大東京が世界大都市中に於ても屈指の人口稠密地域であることを證するに足るであらう。

尚又最近に於ける大東京内の諸種交通機關の發達は特に顯著なるものがあり、電車、軌道、郊外電鐵の總延長は既に二百數十里に達し、大東京内各地を縦横に連絡逢着して大東京諸活動の樞軸をなしてゐる。更に之を補ふに乗合自動車、乗合汽船等があつて其の状は恰も蜘蛛の巣を張るが如くである。交通機關の發達は全く大東京の領域擴大を招來しつゝあるのみでなく都市生活様式に一大變革を齎らしつゝある。

要之大東京内五百萬の住民は夫々一市八十二ヶ町村に住するも其の日常生活に於ては全く利害相通じ、相倚相助の有機的一體を構成してゐる。更に都市行政の如きも人口に根基を置くものである以上、市内人口と全く同一にして相離るべからざる生活關係にある郊外人口を抱擁することは大都市の行政上先決を要する問題である。

大都市に於ける生活態様の一特徴は郊外居住の市内通勤者が極めて多數であることである。大東京に於ても此の傾向は歳と共に顯著となり、既に日々入市するものゝ數は七十五萬人を下らないであらう。

而も此等の人士は東京市の都市的施設の恩恵に浴すること、市民と何等異なる所がないが、市政に對して更に參與の機會を有たないのは郊外居住通勤者のため、將又東京市のため甚だ遺憾とする所である。惟ふに其の大半を占むる通勤者の多くは官公吏、會社、銀行員等中産階級若くは知識階級に屬し、之等健全なる市民を空しく市政上より逸するは市政運用上一大損失であると謂はざるを得ない。之を郊外町村の側より見るも、之等「不在市民」の居住に因り幾多の經濟的、社會的乃至行政的影響に當面して居る内外の大都市か、或はかゝる「不在市民」の居住する郊外住宅地を市域に編入し、或は特別の制度を設けて市政參與の機會を與ふるが如きは何れも本問題解決の重要であることを明示するものである。仍而之等多數の「不在市民」の居住する郊外住宅地を本市域に編入して彼等に市政參與の機會を與ふると共に、町村政に於ける缺陷の匡救を企圖することは最も機宜に適した措置と謂はなければならない。

即ち「不在市民」に對して參政の機會を與へると云ふ點から見ても市域擴張は必要である。更に郊外居住者で市内に通勤する者に對し市の公租公課を課徴する途を講ずることは極めて妥當適正なる處置であること勿論である。更に近來市内居住の富豪資産家等で郊外に轉住するものが頗る多い結果市區財政に相當重大な影響を及ぼしてゐる。市内各區の人口が既に飽和状態に達した今日に於ては此の傾向は益々顯著となることは想像に難くない。更に東京市の直接又は間接の影響に依り隣接町村に於ける土地増價、家屋賃貸價格、の昇騰其の他諸税源の増加は年と共に益々顯著となりつゝあり、之等の諸税源は當然市に歸屬すべきものなるも現行制度の下に於ては其の實現には甚だ困難な

事情が存してゐる。

以上の如き各種税源の獲得並に負擔の不公平は市域の擴張に依つて根本的に解決する事を得るであらう。

次に現在の隣接町村に於ける施設を見るに、二三の特例を除く外東京市は勿論各町村間に於ても何等聯絡なく、各別個の主體別個の方法に依つて執行せらるゝを以て、各種事業の不統一行政費の増嵩を來すのは其の必然的結果で、教育、保健衛生は勿論、道路、上水道、下水道其の他の文化設備の如きは不完全不徹底たるを免れない。従て之が為經濟上生産上種々な不合理と不利益を伴ひつゝあるのは當然のことである。

茲に大東京内町村居住者をして或種の都市施設を享有せしむる必要があるが、町村の資力弱少で容易に其の目的を達するを得ない實情にあり、今後施設經營を要するもの愈々多きを加へやうとする状況にあつては尚更のことである。

宜しく之等町村を東京市に合併して財源を強固にし、併せて經費の合理化を圖り以て時運の進展に伴ふ必要な施設を遂行せしむるを以て刻下の急務であると信ずるものである。

又帝都に於ける公安の維持は其の特殊事業に鑑み特に重大性を有するを以て警察、警備、消防等に関して、深甚の留意を要するものが頗る多い。現在帝都周邊の町村は帝都に比し其の公安保持の施設に於て著しく缺くる所多く、之等町村は申すに及ばず帝都に於ても常に其の公安を脅かされてゐることが尠くない。

故に市域の擴張を斷行し同一制度の下に警察、警備、消防等の諸設備を完備し一は以て治安維持に萬遺憾なきを期することに努め、一は以て大東京市民の生活保全と福祉安康との増進を企圖するの要がある。

更に都市計畫に基く大都市構築の基本的施設の統制を容易ならしめて、其目的達成を期すると云ふ點から見れば、次の如く云ひ得るであらう。即ち大東京構築の基調をなすものは都市計畫法及市街地建築物法の二大根本法である。

然るに其の計畫並に實施に當つては、夫々行政廳、事務執行義務者及關係地方公共團體を異にする結果、充分豫期の實績を擧ぐることができないのは遺憾である。

市街地建築物法に依り設定せられた用途別地域制の如きも、地方行政區域との間に連絡を缺き延ては都市計畫の遂行と歩調を共にし難き不利不便が多い。此の點は都市計畫事業の側より觀れば一層甚しきものがある。如斯は大東京構築の基調に困惑を生ぜしめ且莫大な事業費の投下をして其の効果を著しく減耗せしむるのである。故に都市計畫法及市街地建築物法の目的達成より考察して各其の法域と市域とを同一ならしめ其の運營上の連絡統一を容易ならしむることを要する。

公共事業の綜合的計畫を樹立して其の普及及び改善を期する點に関して、先づ交通運輸事業の普及改善に就て見れば、大東京に於ける交通運輸施設の現状は甚だ複雑で、市民の不便は固より東京市交通機關の經營上より見ても支障が頗る多いのを遺憾とする。即ち大東京に於ける交通統制上、將又市電氣軌道並に乗合自動車や經營統一上郊外住宅地と都心との直接連絡は絶對的必要條件である。

又東京市民が工事費の大半を負擔して居る郊外の都市計畫路線上に於ける電車又は乗合自動車の運營に付ては東京市に對し優先權を認める事は極めて妥當適正な處置と謂はなければならない。

之等諸問題の解決を圖るためには速かに市域の擴張をなすことが急務である。上水道事業に就て云へば現在大東京区域内に於ては淀橋、千駄ヶ谷、大久保、戸塚の四町に對しては東京市より給水を為し、其他の町村に於ける上水道施設としては江戸川、荒玉兩水道町村組合、澁谷、目黒、井荻、代々幡の四町營水道及玉川、日本水道竝に矢口水道の三私設水道が存在するが未だ其の給水能力に於て將又水質其他に於て缺くる所が多い。

元來東京市將來の水道擴張計畫は隣接町村を考慮に加へないでは之を計畫し得ない現状に在り、又郊外町村の水道と雖も水源地勢等の關係上單獨擴張は困難な事情にある。其れ故に此際市域を擴張して大東京内に於ける水道の統合計畫を樹立し擴張事業經營費等の輕減と供給費の低下とを圖る必要がある。

又下水道事業は上水道事業と共に重要な都市的施設である。

隣接町村に於ける下水道事業は東京市既設及豫定下水道事業と切離して進める事は出来ない。經濟的にも亦地理的關係に於ても更に下水道の有つ衛生上の使命よりするも、此際市域を擴張して統合的計畫の下に全工事を進めて其の事業の完成を期することは最善の策である。教育行政、社會事業等の施設の統制を圖り其の普及改善を期する上に就ても、市域擴張は必要である。即ち現在隣接町村の學齡兒童にして學事通則の正式委託に依らないで市立小學校に通學中のもの實に七千餘名に達してゐる。市立中學校に通學する者亦一千名に及ぶと云はれてゐる。其他市立諸學校圖書館の利用者も夥しき數に上るであらう。

之等兒童生徒の父兄をして公學費の負擔に任せしめ子弟教育に發言の機會をあたへる為には、市域擴張に依る外に適當の方法が無い、加之隣接町村に於ける教育施設の改善を期し彼此著しい懸隔を去り大東京に於ける教育制度の確立を期する必要上同一行政區域に統一する事は極めて緊要な措置である。

東京市に於ける復興事業の完成後市内の細民階級は隣接町村に追出された觀がある。不良住宅地域の如きも東京市を圍繞する現状であり、市内の要保護世帯は三萬餘を維持し十年前と大差なきに反し郡部に在つては既に其の數四萬八千世帯に達してゐる。而かも隣接町村の社會事業は微々として振はず隣接五郡八十二ヶ町村を合するも此種事業の爲支出する經費は昭和六年に於て僅かに五十萬圓に達するばかりである。之を東京市の一千二百萬圓の社會事業費總額に比すれば如何に其の懸隔の甚だしいかがわかる。更に大東京内に於ける公私營社會事業は動もすれば東京市のそれと重複し或は連絡を缺くが如き憾があるが、茲に市域を擴張して社會政策の普遍化を圖り、社會不安を除去すると共に進んで社會福祉の増進を圖り以て帝都の體面を維持するの要極めて切實なるものがある。

帝都である東京市は特に保健衛生行政に留意せねばならぬ事は言を俟たない。然るに其の施設經營制度等に於ては東京市と隣接町村との間に遺憾乍ら著しき逕庭がある。

昭和三年以來東京市に於ける死亡率の激減は本邦姉妹都市に勝り更に世界に於ける大都市の實績に徴し遜色なきに至つた。汚物掃除については同法に基き、市概三十四ヶ町村は其の施行區域に指定されてゐるが、隣接町村の多くは同法令の命ずる義務の履行に缺ける所があるのを遺憾とする。又塵芥處理、尿尿處分に就ては隣接町村の實際竝に其の將來を考ふるとき轉た寒心に堪へないものがある。

之等の點に關し隣接町村が箇々に其の對策を講ずることは全く不可能で、且つ不經濟極まることは勿論遂には實行不可能に陥る虞がある。

故に統制ある綜合計畫の下に其の處理を完全にすることは洵に緊要且適宜の處置であると云はねばならない。即ち叙上の目的達成上市域の擴張は先決問題であると云はなければならない。

東京市を核心とする所謂大都市經濟圏内に於て、生産配給消費等の經濟的諸活動の實況は動もすれば圓滑な運行を阻止されて居る觀がある。之主として地方團體を異にする結果産業の開發振興に關する根本的方策を樹立し、之に必要な諸施設を起興し得ない點に職由するのである。故に經濟産業の各方面に亘り充分な統制を保ち不合理、不利不便を除去し同一方針の下に施設經營を為すと共に産業機關の整備振興を計り以て東京市の經濟的財政的實力の涵養に努むることが必要である。

而して之が實施の捷徑は既に事實上一つの經濟的團體を形成してゐる隣接町村を市に編入して其の有機的統制を圖ることに在ると信ずる。

最後に東京市は我國の帝都で政治經濟及文化の中心であるばかりでなく國際交歡上特別の地位を有してゐる。市内外の人口は既に五百萬を數へ各種施設經營の多端であることは他都市との比ではない。東京市政の弛張と事業の興廢とは啻に東京市の盛衰に關するばかりでなく、延いて國家に重大な影響を及ぼすことは云ふまでもない。

故に東京市に對しては特別の制度を制定し一般都市の制度と區別し、殊に國家と帝都との關係を密接にして帝都に於ける自治行政の振興を圖り併せて國運の隆昌を策せなければならない。

都制確立の要望は既に之を久うし論議の行はるゝ事既に三十有餘年に及ぶも今日尚其の實現の歩に至らない。

然れども都制實施に先ち現行法の下に於て大東京の地域を確定し都制實施に備ふる要がある。之れを我國五大都市の實例に徴するに名古屋、大阪、横濱、神戸、京都の各市は悉く既に隣接町村の市域編入を完了し、略市域と大都市地域とを合致せしむることに成功し大都市制度の實施に備へた。唯獨り東京市のみ其の解決を遷延し來つたのは遺憾である。

要之都制實施の要望切實なる秋に當り、先以て地域を擴張して大東京の形態と實力を備へ以て都制實施の速かならん事を期する必要があるのである。

### 第三章 市域擴張の經過

#### 第一節 都制案の沿革と市域擴張

本邦に於ける現行地方制度は明治二十三年に肇めて制定された事は今更云ふまでもないが、其の當時は東京、京都、大阪の三都に限つて、府知事をして市長を兼ねしむる特例を設けられた點も亦一般熟知の事に屬する。此の制度は殆ど官治と異なる處がなく従つて自治の大精神に背くものとして當時猛烈な反對を蒙つて、同三十一年に至つて遂に撤廢せられ現行の如く全國各市は大小問はず劃一的に同列同架の制度の下に支配せられることになつた。而して此の現行制度は大都市と地方邊陲の小市とを同一に律する點から甚だしい不合理矛盾を事毎に惹起して我が帝都たる東京市及其他の大都市に對

しても極めて不適当なことは之亦今更贅言を要しない事である。特に東京市の如きは帝都として政治文化の中心地として社會樞軸の存する處、しかも人口二百萬を擁し國際儀禮の上に於ても亦特殊の地位を占める等特別の制度を要求すべき理由を多々有するのである。

この不満の聲は既に三都官治時代から都制案として國會に提出され或は政府自らも提案して明治三十一年に現行制度となつた後も相變らず幾多の都制案特別市制案が提案されて來た。然し乍ら不幸にして未だ何等確定した成案すらも得る事なくして荏苒今日に至り、依然として現行制度の不合理な羈絆の下にある實情である。

今市域擴張の經過を述べるに當つて國會に提出された此等多くの議案に就いて特に東京都或は市の區域を如何に既定してあるか、其の點を少しく、検討して見ると、大體東京都或は市は從來の區域の儘で府から之を獨立せしめんとするものが多かつた。處が大正十二年に至つて鳩山一郎氏等が衆議院に提出した帝都制案は從來の案と異つて其の區域を、大體都市計畫區域とした。又政府が大正十二年七月に臨時大都市制度調査會の官制を發布して之に東京市に關する現行制度に就いての改正要綱を諮問したところ翌年四月にした同會の答申も大體都市計畫の區域を以て都の區域とした。この都市計畫區域が都或は市の區域と考へられるに至つたのは歐洲大戰後の我國經濟界未曾有の好況に伴ふ都市の急激なる膨張發展に加ふるに大震火災による郊外の顯著なる都市化の結果と考へられ特に注目に値するものがある。尚ほ一言して置かなければならぬのは東京都市計畫區域即ち所謂大東京の地域は大正十一年四月に東京市及東京市を圍繞する六郡八十四ヶ町村と決定された。而して此の範圍を以て東京都市計畫區域とした根據に就ては東京都市計畫區域設定理由書が之を盡して居る。今之を要約すると交通設備土地の形態及行政區域等を考慮して大體一時間以内で商業的中心地に集散し得る人口密度相當の範圍を適當なる限界と認定して之に基いて東京驛を中心點として半徑四里の圈圓を畫いた其の圈圓内即ち隣接六郡八十四ヶ町村としたのである。

他方東京市會に於ても遠く明治二十九年に特別市制廢止請願委員を設けて其の委員に新法案を起草せしめて参考に供しやうとの建議を提出してゐる。以後殆ど市會の改選毎に都制に關する調査委員會が設けられた。現在の市會議員が選出されるや否や昭和四年五月二十三日の市會に於て全員から佐の如き特別市制に關する調査委員會設置を建議して之を可決した。

### 特別市制ニ關スル委員會設置ノ建議

本市多年ノ懸案タル都制ヲ如何ナル内容ニ於テ實現セシムベキカ調査センガ為之ガ調査委員十五名ヲ設置センコトヲ望ム

以上の如き趣旨の下に委員長田代義徳博士以下委員十四名に對する議長の指名があつた。同調査委員は同年十二月に至つて調査の結果として次の如き要綱を市會に報告して其の承認を経たのである。

### 特別市制ニ關スル委員意見報告

本市八輩穀ノ下ニ在リ帝國ノ首都トシテ特殊ノ地位ヲ擁シ政治文化ノ中心ニシテ社會樞軸ノ

存スル地ナルヲ以テ他ノ大都市ニ比シ其ノ趣キヲ異ニス從テ委員トシテ都制案ニ對シテハ地域其ノ他諸多ノ點ニ於テ尚幾多理想案ヲ有スルモ市會トシテハ現下諸般ノ狀勢ニ鑑ミ此ノ際尠クとも實現ノ可能性ヲ有スルモノヲ採用スルノ要アリト思惟シ左記要綱ヲ根幹トシ之ガ促進ヲ期スルヲ相當ト認ム

#### 記

- 一、地域ハ現在ノ儘トスルコト
- 一、市長ハ公選トスルコト
- 一、財政ヲ獨立スルコト
- 一、交通衛生消防建築等ノ警察權ヲ獲得スルコト

と同時に左の都制に関する實行委員設置の建議を為し、之を可決した。

#### 建 議

本市多年ノ懸案タル高級市制ノ實現ヲ期スル為之カ實行委員十七名（議長副議長ヲフクミ議長指名）ヲ設置シ機宜ノ處置ヲ一任セシムルコトヲ望ム

#### 理 由

都制ノ實現ハ本市ノ多年翹望シテ止マザル所ナリ從テ本日本市會ニ於テ議決アリタル特別市制ニ關スル調査委員意見報告要綱ヲ基礎トスル都制ノ實現ヲ期スル為メ之ガ實行運動ニ着手スルハ最も緊要ノ事ナリト認ム

是レ本案アル所以ナリ

以上の如き趣意の下に都制の一日も速かに發布せられんことを希望する為め從來の調査委員は直ちに其の儘實行委員となつて委員長田代博士以下は關係官廳に向つて運動を開始して奔走之れ努めたが、政府當局は大都市制度調査會の調査未了を口實として都制に對する政府案提出を依然として躊躇して居た。斯る事態にあつては都制案或は特別市制案の如き立法上の事柄は勢ひ政府及立法部の意見に待たなければならぬので市會としては更に別方面に向つて進出する方策を講じなければならぬ事になつた。既に調査委員報告中にも地域に関する云々の文句があつたが、此の地域に関する問題を解決するのは側面から都制案を促進するのに好影響を與へるものだとの意見が調査委員會に於て多數を占めたので此の地域問題解決に向つて着手したのが今回實現した隣接町村大合併の事實上の導火線である。

これより先大正八年四月に市役所内に臨時調査課なるものを新設して大都市建設の調査にあつた事がある。當時の方針には大小の二計畫があつて、小計畫は隣接三十五箇町村を對象とし、大計畫は隣接五郡八十二箇町村を其の對象として居たのである。後に此の臨時調査課は職制の改革に依つて調査事務は文書課の一掛として編入されて引續き調査を進めて居た。

#### 第二節 市域擴張の經過

昭和五年十二月には都制に関する實行委員は八王子市及三多摩郡地方を視察して東京市市域擴張と同地方との關係に付いて實地調査を為し、越へて昭和六年四月に京都大

阪名古屋の諸都市に於ける市域擴張の實績を調査し、更に六月に至つて東京市隣接五郡の各町村を五日間に亘つて歴訪して町村の現情を實際に検討した。其の結果六月三十日の市會に左の二建議を提出して満場一致で之の可決を見たのである。

### 隣接町村合併ニ關スル建議

本市ト緊密ノ關係ニ在ル隣接町村ヲ合併シ相互ノ福祉増進ヲ企圖スルハ刻下ノ急務ナリト認ム仍テ之カ目的達成ノ為メ都制ニ關スル實行委員ニ機宜ノ處置ヲ一任セラレンコトヲ望ム

### 隣接町村合併促進ニ關スル建議

本市ト緊密ノ關係ニ在ル隣接町村ヲ合併シ以テ相互ノ福祉増進ヲ企圖スルハ刻下ノ急務ナリト認ム仍テ理事者八之カ目的達成ノ為メ適當ノ機關ヲ特設シテ速ニ其ノ實現ヲ期スルノ措置ヲ講セラレンコトヲ望ム

以上二建議に依つても分るが都制或は特別市制に對する要望は隣接町村の併合と變更して來た。併し乍ら其の範圍に關しては、漠然と隣接町村と稱するのみで、他に明示するところが無かつた。又建議に鑑みて種々特種機關に對する研究を重ねた結果、遂に八月二十四日に臨時市域擴張部を特設して齋藤助役を部長とし、部に庶務、調査、の二課を設け専ら市域擴張に關する調査並情報連絡の事務に當らしめる事となつた。

市域擴張部は設置されるや否や直に其の調査に着手して取敢へず九月十二日の都制に關する實行委員會に編入區域に關して試に四案六種を作製してこれを提出した。當時の四案は次の通りである。

- 第一案 (イ) 東京市に接續せる十八ヶ町  
(ロ) 東京市に準境接せる二十二ヶ町
- 第二案 舊中央卸賣市場區域の二十九ヶ町
- 第三案 近接町村三十三ヶ町及江北西新井千住綾瀬南綾瀬の各町村の中荒川放水路を境として東京市側に在る區域
- 第四案 (イ) 東京市隣接五郡八十二ヶ町村の區域  
(ロ) 東京都市計畫八十四ヶ町村の區域

この區域に關しては特にどの案を適當とすると指摘する事なく全くの白紙で大體十八ヶ町村よりも狭からず八十四ヶ町村よりも廣からざる程度のうち何れに依るも實行の容易なものを可とするといふ考へであつた。これより先に實行委員が近郊町村を實地視察したことは前述した處であるが其れに刺戟されたとでも云ふ可く、近郊町村に於ても陸續東京市と合併して現下の二重行政の不便と不合理を除く可しとの意見が各方面に起り豊多摩郡淀橋町の如きは夙に七月初め東京市との合併を議決し、又南葛飾郡砂町小岩町隅田町等が相踵いで同様の議決をなし又意見書を關係行政廳に提出する状態に立至つた。

而して五郡のうち最も早く郡内意見の一致を見たのは豊多摩郡だつたので實行委員會は豊多摩一郡を合併した場合、市郡の負擔關係如何に就いての調査を理事者に命じた。而して此の調査の結果三部制經濟が存續するものと假定して豊多摩郡單獨併合の場合には十萬圓前後の市の負擔増加を來たし、財産に就ては役百萬圓の債務を負ふとい

ふ事が明瞭となつたので、之を十月末の實行委員會に付議したが、斯くの如き事情等が新聞紙に報導されると町村側に於ける併合希望の機運は益々濃厚となつて東京市に接續してゐる一部町村を分割して東京市に併合される様な事があれば諸種の事情から不便不合理が多くなるから、此の際是非共全部を一括して併合して貰ひ度いと云ふ要望が熾烈となつた。而して隣接五郡は各々併合に関する委員を擧げて十月十九日には豊多摩郡を初めとして十一月十七日には南葛飾郡同二十五日には南足立郡十二月七日には北豊島郡同十一日には荏原郡の各郡が全町村を相率ひて東京市長東京府知事及内務大臣に陳情し町村會の意見書又は議決書を提出した。八十二ヶ町村のうち比較的この手續の遅れたのは龜戸町本田町吾嬬町及玉川村で最後迄提出を見なかつたのは吾嬬及び玉川の二ヶ町村に過ぎなかつた。

同年十一月末の委員會には大體負擔關係の調査も終了し、三部制經濟を其の儘に存續すると假定して、昭和六年度の負擔を標準とすれば、五郡八十二ヶ町村併合の場合、五萬二千七百五十三圓が市側の負擔過重となると云ふことを報告した。但し併合の範圍に關しては未だ正式には何れとも決定しなかつたのである。此の點種々の意見もあるらしかつたが、内務省の方針に依て決定されるので従來理事者は全然白紙で進み最も實現の容易な漸進主義を採つたが、事實十八ヶ町でもよく二十二ヶ町でもよく又場合に依れば八十二ヶ町村八十四ヶ町村にてもよく又これ以外では反對だといふのでも無かつた。要は既に數十年間に亘つて都制案や特別市制案と最早議論に疲れたから、最も實行容易な範圍が最善の範圍だと考へて居た。事實この頃は前述の如く各郡は何れも全部一緒になければならぬ、郡を分割されては困るとの堅い決意が明瞭になつて來たから實際問題としては五郡を併合するか、然らざれば擴張を止めるか二者其の一を採らざるを得ない實情に立至つたのである。四圍の情勢はこの際、五郡を擴張範圍とするのが最も容易な方法である様に推移して、斯く立至つた以上五郡併合を實行する決意をかためざるを得なかつた。

町村會側の併合に關する賛成意見は斯くの如く殆んど八十二ヶ町村のが出揃つたので、東京市會に於ても愈々會の意見を關係官廳に具申することになつた。而して十二月十八日の市會は全員一致を以つて左の意見書を決議した。

#### 市域擴張ニ關スル意見書 内務大臣及東京府知事宛

本市會ハ去ル六月三十日全會一致ヲ以テ本市ト緊密ノ關係ニアル隣接町村ヲ合併シ相互ノ福祉増進ヲ企圖スルハ刻下ノ急務ナル旨議決シ之カ目的達成ノ為メ實行委員ヲ設ケテ實施案ノ講究ニ努ムルト共ニ更ニ市理事者ニ建議シ速ニ其ノ實現ヲ期スルノ措置ヲ講セシメタリ

偶々隣接町村ニ在リテモ本問題ニ關シ速ニ東京市ト合併スルヲ以テ緊要事ナリト認メ本市ト合併ノ意思ヲ開陳シ來レリ本市市域ノ擴張問題ハ實ニ多年ノ重要懸案ニシテ其ノ解決寧ロ遅キニ失シタルノ憾アルヲ以テ此ノ機會ニ於テ之カ解決ヲ期スルハ極メテ適當ナル措施ナリト信ス

仍而閣下ニ於カセラレテハ特ニ明察ヲ垂レサセラレ帝都タルノ地位ト本市竝ニ隣接町村ノ狀勢ニ照シ適當ナル區域ニ於テ急速ニ市域擴張ノ實施アランコトハ翹望ノ至リニ堪ヘス

右市制第四十六條ニ依リ意見書及提出候也

斯くの如く市會の意見の決議を見、昭和五年は暮れて本年に這入ると早々一月十四日

に五郡八十二ヶ町村を糾合する東京市併合期成同盟會の發會式が擧げられた。而して五郡併合を期する旨の宣言を公にして、其の結果を堅くして爾來今日に及んだ。

### 第三節 市域擴張の確定

四月に這入ると新任藤沼知事は併合に對する態度を愈々鮮明にしたので新聞紙も亦この問題を種々報道したために併合の輿論は彌が上にも熾烈となつた。同月七日に内務次官地方局長及府市當局との會合が行はれた。其の際地域に就ては大體五郡主義をとり又市會議員の定数は人口を基礎として總數百四十四名として、各區の定員も法律の精神に則つて人口を以て割當てる外ないとしても、市當局は市郡の割當數に就ては特に考慮を求めて市郡半數の七十二名で行くといふことに大體了解を得たのである。

四月十一日に擴張部の協議會を開催した。而して府當局は大體五月十日頃内務省に内議して、其の詮議に二週間を要するものとして五月二十五日頃には市町村會に諮問を發し、同月末迄に答申を得て六月初めに府參事會に付議する豫定となつたから、役十日間で諸提出書類作製を完了する様に打合せをしたのである。

東京府知事は五月五日に内務大臣に對して東京市隣接八十二ヶ町村の廢止及東京市の境界變更の件を付屬書類と共に上申し、次の聲明書を發表した。これに依れば、區域を八十二ヶ町村に取つた理由及一般市民が一番關心を持つて居た負擔關係が明瞭になる。

#### 東京府知事聲明書 昭和七年五月五日發表

東京市域ノ擴張ハ多年ノ懸案デアリマシタガ、遺憾ナガラ其ノ實現ヲ見ルニ至ラズ今日ニ及ビマシタ。然ルニ本年當初ヨリ機運俄ニ熟シ輿論之ヲ支持シ府市ニ於テ進メツヽアリシ準備モ亦完了シマシタノデ、茲ニ熟考ノ未擴張區域ハ之ヲ隣接五郡トシ施行ハ之ヲ來ル十月一日ヨリスルコトニ決意シ本日内務大臣ニ内申イタシマシタ。

市域擴張ノ範圍ニ付テハ從來各種ノ案ガアリマシタガ、其ノ眼目ハ帝都トシテ又大都市トシテ將來ノ向上發展ヲ圖リ行政ノ圓滿堅實ナル遂行ヲ期スルニ外ナラナイノデアリマスカラ、此ノ目的達成ノ為ニハ社會的經濟的並ニ政治的ニ事實上東京市ト有機的一體ヲ為シ利害相一致スル隣接五郡ヲ合併スルコトガ最も妥當デアルトノ結論ニ達シタノデアリマス。而シテ隣接五郡ハ全町村、市編入ヲ希望シ、一町一村ヲ除キ之ガ編入賛成ノ決議ヲモ了シ居リ市モ亦五郡編入ヲ希望シテ居ルノデアリマスカラ、此ノ際五郡ヲ一括シテ市ニ編入セシメルコトガ取りモ直サズ關係住民ノ輿論ニ聽クモノト謂フ事ガ出來マス、ノミナラズ市域擴張ノ結果ハ必然的ニ都制施行ニ至ルベキモノト考ヘラルルノデ此ノ際帝都經營上適當ナ區域ヲ決定シ、之ガ基本要件ヲ準備シ置クコトハ都制施行促進上最も肝要ナコトト信ズルノデアリマス。是市域擴張ヲ隣接五郡ノ範圍ニ決定シタ譯デアリマス。今假リニ市ノ擴張區域ヲ五郡以内デ決定スルトスレバ衆議院議員及府會議員ノ選挙區其ノ他各種ノ行政區域或ハ各般ノ公營事業等ノ關係並ニ更ニ編入漏レトナリタル残部町村ノ措置等カラ稽ヘ到底收拾スルコトノ出來ナイ紛擾混亂ヲ生ズルコトハ火ヲ睹ルヨリモ瞭アルバカリデナク、ヨシ之ヲ忍ブトスルモ近來ノ東京膨脹ノ趨勢ヨリスレバ必ズヤ五年、十年ノ後ニハ再ビ擴張ノ煩ヲ繰リ返サネバナラズト想ハル、以上ハ寧ロ今日之斷行スルト同時ニ都制施行ニ際シテ起ル區域ニ關シ善處シ置クノ無益ニアラザルヲ信ズルノデアリマス、是市域擴張ヲ五郡以内トセザル譯デアリマス。

合併後ノ區ノ編成ニ付テハ諸種ノ事情ヲ參酌シ新市部ニ舊市部同様ノ區ヲ設置スルコトトシ其ノ

數ヲ二十ト致シマシタ。

編入町村及町村組合ノ財産ノ處分ニ付テハ大體其ノ性質ニ從ツテ夫々市、區又學區ニ歸屬セシメルコトトシ負債ハ全部市ニ引繼グコトトシマシタ。

市域擴張ノ結果ハ當然東京府三部經濟制度撤廢ノ必要ニ迫ラレルノデアリマシテ既ニ府會ニ於テハ滿場一致之ガ撤廢ヲ決議シテ居ル以上此ノ際決行シタイト思ヒマス。

從ツテ市民ノ負擔關係ヲ見ルニハ五郡ヲ市ニ編入スルト共ニ三部制ヲ撤廢シタ見積豫算ニ據ラナケレバナラス、其ノ結果市ニ於テハ貳百數萬圓ノ負擔ガ増加スルコトトナリマス。然シナガラ五郡編入ヲ行ハズ單ニ三部制ヲ撤廢スルトセバ市ニ於テ貳百數萬圓ヲ増シ五郡ニ於テハ亦貳百數萬圓ヲ減ズルコトトナリマスガ、之ニヨツテ初メテ市郡負擔ノ平均化ガ行ハレルノデアツテ市域擴張ニヨリテハ市ノ負擔ヲ増スト見ルコトハ出來ヌノデアリマス。

而シテ編入ノ結果ハ之ヲ大阪、京都兩市ノ例ニ徵シテモ明ナルガ如ク經費ノ合理化ガ行ハレ相當多額ノ負擔輕減ヲナシ得從テ舊市部ノ負擔増加ガ緩和セラルルコト確實ナリト信ジテ居ルマス。

内務省は右の上申に對して直に其の審議を進めたので五月十日には承認の通牒を發するに至つたが内務省が斯る短日月に其の審議を了したことは實に全國市域擴張史上未曾有のことである。越へて翌十一日には府知事から市會に對して八十二ヶ町村の廢止東京市の境界變更の件及之に伴ふ財産處分の件又區の設置に關して諮問すると同時に町村會に對しては町村の廢止並に東京市の境界變更の件及財産處分の件に就いて諮問した。其の答申期間は五月二十一日迄であつた。尚各町村長及町村組合管理者に對しては財産經理に關する件に就いて内務部長から通牒があつた。

以下資料省略： 甲地發第一七一號、 甲地發第一七三號

諮問が發せられた日に東京市會は各派の幹事會を開催して協議した處、答申期間延長の要求の聲が可成りあつた。同會席上、併合に當つて最も懸案された負擔關係に就て、市理事者は東京府の調査により次の如く説明したのである。

- 一、 現在府税ノ負擔ハ市部郡部ニ著シキ不均衡アルヲ以テ昭和七年度東京府豫算ヲ基礎トシ三部制撤廢ヲ行ヘバ市部ニ於テハ二百二萬八千三百五十七圓ノ負擔増ヲ來ス
- 二、 合併ト同時ニ三部制ヲ撤廢セバ之ヲ適當ニ緩和セラレ舊市民ノ府税負擔増五十九萬二千三百三十四圓ニ減少セラル
- 三、 右減少ノ理由ハ主トシテ府費負擔ノ一部費用ガ合併ニ依リ當然市費負擔ニ移管セラルト結果ナリ
- 四、 之ガ為市税負擔額ニ於テ増額ヲ來シ且ツ義務教育費國庫下渡金百八萬五千五百八十圓ノ減収ト併セ市税負擔ニ於テ舊市民ガ百五十七萬九千四百三十三圓ノ増加ヲ來スコトトナル
- 五、 即チ府市税ヲ通ジ三部制撤廢及市域擴張ニ依ル舊市民ノ負擔額ハ二百十七萬千七百六十七圓ヲ増加スルモノトス
- 六、 之ヲ單純ニ三部制ヲ撤廢シタル場合ニ於ケル舊市民ノ府税負擔増前記二百二萬八千餘圓ニ比スレバ府市税ヲ通ジタル負擔増加額十四萬三千四百十圓ニ過ギザルコトトナル
- 七、 更ニ前記義務教育費國庫下渡金百八萬餘圓ニツキ從前通りノ額ヲ合併後モ交付セラルルモノトセバ税負擔ニ於テ舊市民ノ負擔増加額ハ府市税ヲ通ジテ百五十一萬千九百七十五圓トナリ然

ラザル場合ノ負擔増二百十七萬一千餘圓ニ比スレバ六十五萬九千七百九十二圓ヲ輕減セラルベシ

八、義務教育國庫補助金八萬五千餘圓ニツイテ従前通りノ額ヲ合併後モ交付セラルトモノトスレバ舊市域ノ負擔増加額ハ府市ヲ通シテ百五十一萬千九百七十五圓トナリ、然ラサル場合ノ負擔増二百十七萬一千餘圓ニ比ヘルト六十五萬九千七百九十二圓ヲ輕減セラル

五月十七日に愈々市域擴張諮問答申を議する市會は開會せられて一部議員から斯くの如き重大案件を突如として提出し且つ極めて短時間に答申を求むるは不都合であるから充分に審議する時間が與へられなければならぬとして更に主として今後の市民負擔關係に就いて質問があり、同日は遂に時間が切迫して其の儘散會となつた。

翌日に持越された市會は引續いて質問に入り、遂に採決の結果大多數を以て可決した、久しく市民から待望されて居た大東京實現の答申案の可決を見るに至つたのである。

以下資料省略： 東京市會答申書、 東京府告示第三百十號

### 東京府告示第三百十一號

荏原郡品川町外八十一ヶ町村ヲ廢シテ其ノ區域ヲ東京市ニ編入スルニ付之ニ伴フ東京市ノ區ノ設置左ノ通り定メ昭和七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和七年五月二十四日 東京府知事 藤 沼 庄 平

- 一、品川區 荏原郡品川町、大崎町、大井町ノ地域ヲ以テ新ニ品川區ヲ置ク
- 一、目黒區 荏原郡目黒町、碑衾町ノ地域ヲ以テ新ニ目黒區ヲ置ク
- 一、荏原區 荏原郡荏原町ノ地域ヲ以テ新ニ荏原區ヲ置ク
- 一、大森區 荏原郡馬込町、東調布町、池上町、入新井町、大森町ノ地域ヲ以テ新ニ大森區ヲ置ク
- 一、蒲田區 荏原郡矢口町、蒲田町、六郷町、羽田ノ地域ヲ以テ新ニ蒲田區ヲ置ク
- 一、世田谷區 荏原郡世田谷町、松澤村、玉川村、駒澤町ノ地域ヲ以テ新ニ世田谷區ヲ置ク
- 一、澁谷區 豊多摩郡澁谷町、代々幡町、千駄ヶ谷町ノ地域ヲ以テ新ニ澁谷區ヲ置ク
- 一、淀橋區 豊多摩郡大久保町、戸塚町、落合町、淀橋町ノ地域ヲ以テ新ニ淀橋區ヲ置ク
- 一、中野區 豊多摩郡中野町、野方町ノ地域ヲ以テ新ニ中野區ヲ置ク
- 一、杉並區 豊多摩郡和田堀町、杉並町、井荻町、高井戸町ノ地域ヲ以テ新ニ杉並區ヲ置ク
- 一、豊島區 北豊島郡巢鴨町、西巢鴨町、高田町、長崎町ノ地域ヲ以テ新ニ豊島區ヲ置ク
- 一、瀧野川區 北豊島郡瀧野川町ノ地域ヲ以テ新ニ瀧野川區ヲ置ク
- 一、荒川區 北豊島郡南千住町、三河島町、尾久町、日暮里町ノ地域ヲ以テ新ニ荒川區ヲ置ク
- 一、王子區 北豊島郡王子町、岩淵町ノ地域ヲ以テ新ニ王子區ヲ置ク〔原文は王子区欠落編者補筆〕
- 一、板橋區 北豊島郡志村、板橋町、中新井村、上板橋村、練馬町、上練馬村、赤塚村、石神井村、大泉村ノ地域ヲ以テ新ニ板橋區ヲ置ク
- 一、足立區 南足立郡千住町、西新井町、江北村、舎人村、梅島村、綾瀬村、東淵江村、花畑村、伊興村ノ地域ヲ以テ新ニ足立區ヲ置ク
- 一、向島區 南葛飾郡吾嬬町、隅田町、寺島町ノ地域ヲ以テ新ニ向島區ヲ置ク
- 一、城東區 南葛飾郡龜戸町、大島町、砂町ノ地域ヲ以テ新ニ城東區ヲ置ク
- 一、葛飾區 南葛飾郡金町、水元村、新宿町、奥戸町、本田町、龜青村、南綾瀬町ノ地域ヲ以テ

新ニ葛飾區ヲ置ケ

- 一、江戸川區 南葛飾郡小松川町、松江町、葛西村、瑞江村、鹿本村、篠崎村、小岩町ノ地域ヲ以テ新ニ江戸川區ヲ置ケ

東京市多年の翹望であつた市域の擴張は全くこゝに出來上つた譯であるが、元來市域擴張は都制制定への前提として行はれたものであり、都制が制定されるに至らなければ眞の大東京の實現とは云ひ難いのである。

故に地域的に大東京とはなつたものゝ今後帝都として行ふ可き事柄は正に山積して居る。緊禪一番更に都制實現への覺悟と努力とが必要なる所以である。

#### 第四節 市域擴張に對する反對意見

斯くの如く併合の手筈は一路順調に進捗して來たが、八王子市及三多摩郡よりなる八王子三多摩郡東京都市區域編入期成會が五郡併合に反對して、此の際同地方を包含する都制の實現を期されたしと同地方代表者五百名が來廳して陳情する處があつた。併しこれは五郡併合其のものに反對するものではなく、臆て都制の實施の際同地方を除外するゝを恐れての陳情であつたのである。

他方東京市各區會議長會は昭和五年十二月十一日に隣接小範圍の併合は賛成であるが、五郡併合は市民の負擔を過重ならしめるものとして絶體反對をすとの決議をしたのに引續いて、下谷區會協議會及四谷區會は同様反對の決議をして昭和七年に入つて麻布區會も之に倣ひ、續いて京橋區會協議會、芝區會協議會もこれに和したのに反し、ただ小石川全員協議會及牛込區會は共に山手方面の都市施設の優先權を希望條件として併合に賛成の決議をした。又五月十七日には日比谷公會堂で五郡併合反對市民大會が開催されたが餘り氣勢が揚らなかつた様である。

其の主要なる反對理由は市民負擔の過重を來すといふにあつた。更に東京商工會議所は五月十六日に協議會を開いて市域擴張問題に關して市民負擔の過重を來すといふ點を主要なる理由として反對を表明した。以上がこの市域擴張に對して明かにされた反對意見の主なものである。

### 第四章 市域擴張の區域

#### 第一節 概 説

凡そ自治體たる都市の行政區域は、その住民の社會生活、經濟生活乃至政治生活の實際範圍と相合致せしむるを理想とする。従つて旺に外延的膨張を為しつつある大都市に於ては都市化を完了し、又は都市化の過程にある郊外町村を市域に編入することにより、行政區域と大都市區域とを相合致せしめることが大都市行政の根本義である。

舊市域を中心とする所謂大東京内の隣接各町村を見ると、戸口の増加は駉々として止まる所を知らない狀況で、試に大正九年と昭和五年に於ける國勢調査の人口異動を比較すると、東京市は約十萬人を減少して居るのに郊外八十二ヶ町村は約百八十三萬人を増加した。之に依て見ても東京市内に於ける人口は既に二百餘萬人を以て略々飽和人口に達し、爾來の過剰人口は勢ひ郊外町村に溢出ざるを得ない為に郊外町村は異状な發展を

來した。斯くして本市の接續地又近郊は悉く市街化し連檐櫛比して市内と殆んど異るところなく且つ社會生活、經濟生活に於ても密接不離の關係を生ずるに至つた。

又之を東京市を核心とする各種行政區域に就て見ても都市計畫法及中央卸賣市場法は東京市を中心とし六郡八十四ヶ町村を、市街地建築物法は東京市外五郡六十八ヶ町村を、借地法並に借家法は東京市外五群三十三ヶ町村を同一施行區域とし、其の他汚物掃除法は其の準用區域に隣接四十三ヶ町村を包括し、産業組合法、速達郵便規則、電話規則等都市生活上に重要關係を有し、都市行政の根基をなす行政上の諸法規も亦多數の近郊諸町村を東京市と同様の施行區域又は法域として指定してゐる。

此の間に在つて獨り東京市の市域が約半世紀に亘り舊態依然として何等時代の推移と四圍の事態の變化に適應する事のなかつたことは帝都たる本市の發展上甚は遺憾なことであつた。

試に本邦六大都市の實例に徴しても大阪市は前後二回に亘つて其の市域の擴張を圖り殊に大正十四年には隣接四十四ヶ町村の編入を實行し、名古屋市亦市域擴張を實施すること六回に及び大正十年に隣接十六ヶ町村を編入した。横濱市は前後三回に亘つて市域の擴張を為し昭和二年には隣接九ヶ町村を合併した。神戸市は市域擴張を為すこと四回に及び最近に於ては昭和四年隣接三ヶ町村の編入を完了した。更に京都市は昭和六年隣接一市二十六ヶ町村を編入して一躍本邦最大の面積を有する大都市となつたが、之より先き既に二回に亘つて十六ヶ町村の編入を施行してゐる。

其の結果本邦六大都市中本市よりも面積の少いのは神戸市だけで、而も其の差は極めて僅少である。京都市の如きは本市の三倍半、大阪市又二倍強に相當し横濱市も本市の一倍半の面積を有す。而して人口稠密の點に於ては大阪、神戸兩市は本市の二分の一京都市は本市の一割五分に過ぎない。如何に本市の面積が狭少であり人口が稠密であるかを識ることが出来やう。

更に世界に於ける大都市の例を見ると、内外に於ける人口百萬人以上を有する大都市は二十有八市に達し、東京市は實に第十位を占めて居るにも拘らず其の面積は第二十六位である。二十世紀に於て最も素晴らしい發展を遂げた「ロサンジェルズ」市の如きは、面積一千百二十四平方料を有し實に本市の十四倍に當つてゐる。而もその市域擴張は西曆一八五九年以降七十八回に亘つて之を決行し、最近十年間に於ても面積を増すこと二割人口の増加も亦二倍餘に達してゐる。

又伯林市の如きは世界大戰終結の翌年たる一九二〇年を以てその市域を十三倍し、總面積八百八十三・五平方料を擁し實に本市の十倍半に相當するに至つた。而もその人口の密度に至つては本市の二割に過ぎない、市域擴張の本市と比較するも尚我八割に達しない状態である。「ソヴェート」ロシアの新都たる「モスクワ」市は、一九一七年第一革命直後その隣接郊外地を併せて面積一躍二倍半となり是亦本市の三倍弱に相當する。

前章に述べたやうに從來本市市域擴張の範圍に就いて左の六案があつた。

以下 第一案～第四案(ロ)及び地図 省略

而して第四案(イ)の隣接五郡八十二ヶ町村案の實現を見るに至り、茲に一躍面積一億六千七百十六萬三千四百三十二坪人口四百九十七萬八百三十九人を擁する世界の大都市となるに至つた。實に人口に於ては紐育市の六百九十三萬人に亞ぎ世界の第二位を占め面積は「ロサンジェルズ」、上海、伯林、紐育に次いで世界の第五位となつたので

ある。

## 以下 第二節 市街地擴張の範圍と諸法域 省略

### 第三節 市街地擴張區域の決定

東京市市域擴張の範圍決定に關しては、東京市及隣接町村間で其の將來の趨勢諸法令との關係及善後處置等に付いて夫々慎重な講究を重ね、隣接五郡八十二ヶ町村が最も適當な擴張區域であると云ふ結論に達した結果、之の併合が實現されるに至つた。其の主要な理由を擧ぐれば左の如くである。

所謂大東京の舊一市八十二ヶ町村は、其の社會生活、經濟生活乃至は政治生活に於て既に渾然たる一體を成し利害休戚全く相一致する實情にある。

五郡八十二ヶ町村中、町制を實施するものは既に六十町にのぼり未だ村制を布くものは荏原郡の二村、北豊島郡の七村、南足立郡の七村、及南葛飾郡の六村合計二十二村に過ぎない、而して東京市郊外町村に於ては大部分は既に都市化を完了し、又は其の過程にあるもので郡部に於ける戸口の稠密、市郡間に於ける晝夜人口の相違、市内の通勤者で郊外に居住する者は三十有餘萬人に及ぶ事實、交通機關の著しい發達等は大東京の區域の實體を明示したものと云ひ得やう。更に大都市行政を目的とする都市計畫區域、市街地建築物法、中央卸賣市場區域、を初めとし其の他諸種の行政區域を觀ても大東京の區域と或は一致し、或は一致しない迄も殆んど其の範圍を相等うしてゐる。故に此の大東京てふ大都市區域を東京市の區域に合併統一することは大東京を打つて一丸とする渾然たる自治體に構成する上からも、關係公共團體の共同利益を伸張する上からも緊要な處置である。

東京市市域擴張問題が擡頭して以來、郡部町村側に在つては、斯く郡町村の一部包括編入を希望して、其の旨を意見書又は決議書として提出して來た、又舊五郡八十二ヶ町村は東京市合併期成同盟會を組織して五郡包括編入の期成を主要目的として活動してきた。若し一部編入を企圖する場合は残存町村は之に反對するのは勿論、編入豫定町村も從來の關係上相共に反對の地位に立つことを餘儀なくさるゝに至るであらう。斯くては本問題の解決を不可能に終らしむるやも測り難い、又東京市側に在つても大體五郡併合を以て、最も實行容易であり、且つ合理的な案だとする、意見が一致して居たのである。

加之現在大東京内に於ける町村が傳染病院の經營、上水道の經營及下水道の處理等の為に組織してゐる町村組合は九個を算するが、傳染病院組合は五郡共各郡の全町村を以て組織し、東部隔離町村組合は北豊島郡四ヶ町を以て之を組織し、更に荒玉水道町村組合は豊多摩郡の五ヶ町及北豊島郡の八ヶ町を以て之を組織し、江戸川上水町村組合は南葛飾郡の七ヶ町、南足立郡の一ヶ町及北豊島郡の四ヶ町を以て之を組織し、北豊島郡東部下水道町村組合は同郡東部三ヶ町を以て組織してゐる現状である。若し其の大部分又は一部町村だけを東京市域に編入することを企圖するとき、忽ち多方面に亘つて支障を生じ其の處分の如きは市域擴張以上の困難な事情を伴ふのである。殊に上水道町村組合の處分に就いては最も複雑な關係を生じ遂には其の善後處置に關し至難な事態を招來する虞がある。

傳染病院町村組合に關しても、全く同様な事情がある。斯くて五郡八十二ヶ町村を市域擴張の區域となす場合に於ては、前記の如き憂は更になく諸關係の處理上最も好都合である。

更に府下郡部に於ける衆議院議員及府會議員選舉區の編成は大體に於て郡界を以て其の區劃として居る。前者は荏原郡及豊多摩郡兩郡を以て第五區、北豊島郡南足立郡及南葛飾三郡を以て第六區となし、後者に在つては各郡を夫々單獨選舉區としてある故に今之等の選舉區の大半を採つて東京市域に編入するが如きは、彼此共に重大な影響を蒙り直ちに關係法令の改正を必要とするに至るばかりでなく、頗る複雑な政治上の紛糾を見るに至ることは豫測するに難くない、故に五郡八十二ヶ町村を以て市域擴張區域となす場合は此の種の問題は自ら解決せられるのである。

豫ねて東京市に於て調査中であつた、市域擴張第一案(イ)(十八町)同案(ロ)(二十二町)第二案(二十九町)乃至第三案(三十三町及五ヶ町村の一部)(別紙圖面参照)の中、其の何れを採用するとしても各郡部は皆、其中樞を奪はれ舊來の連契を破られ風俗習慣に混亂を生じ其の存立上極めて困難な事態を誘致するに至るであろう。

殊に大東京市永遠の將來を考へるときは、今姑息な小範圍合併を行つても必ずや近き將來に於て第二次、第三次の合併を必要とするは火を睹るよりも明かであるから、此の際寧ろ五郡全町村を包括編入するときは残存町村の處置に困難を感じずして、濟むのである。

又東京市の市域擴張は必然的に府市制度の改正を伴はなければならない。即ち多年の懸案たる都制々定の問題も市域擴張の決定と共に必然的に促進せらるゝものと思料する。新市域は其都市と重要な關係を有するものであることは論を俟たない。今東京市の擴張區域を隣接五郡八十二ヶ町村以内に於て決定すれば、他日都制實施に際して其の區域に付いて新たな問題を残すことゝなるから、此の際五郡全町村を東京市に編入して豫め都制實施に備へるこそ適當な措置と謂はなければならない。

最後に大都市制度乃至都制問題が起ると同時に南多摩郡、北多摩郡、西多摩郡及八王子市に於ては、夙に之等の地方をも其の區域に編入せられたき旨の意見書を提出してゐる。

同地方の沿革並びに財政上等の見地から之を觀れば同地方が東京市に編入を希望するのは首肯すべき理由があるが都制施行と市域擴張とは自ら別箇の問題で此の際東京市域に編入することは諸種の事情上適當でないと認めて之を除外した。然しながら市域擴張の結果必然的に來るべき都制施行に當つては三多摩地方の希望を充分考慮する必要があることは勿論である。

以下 資料：内外主要大都市面積及人口比較 省略

以下 第五章～第十章 省略

## 第十一章 東京都市計畫及同都市計畫事業

### 第一節 東京都市計畫の沿革と東京都市計畫區域

徳川開府以來三百年の封建都市としての大江戸を繼承した東京の都市構成が、近代都

市としての構成に甚だ缺ける處のあるのは止むを得ない事で、加之維新以後の膨張は急務を極めたため、其の缺陷は年と共に、其の度を深めつゝあつた。茲に於て、本市は既往の統制なき施設の改善を圖り、明治廿一年東京市區改正條例發布と共に市區改正設計として、道路、河川、橋梁、公園、鐵道、市場、屠場、火葬場、墓地等に亘り、都市施設改善、創設の計劃を決定したが、其の規模が餘りにも大に失した為に、事業は遅々として進まなかつた。依つて明治卅六年に至り計畫の一部を縮少して設計中の緊切なるものゝ急施を圖つた結果、明治四十二年迄に漸く第一次市區改正事業を了へ、續いて第二次速成計畫を樹て、大正七年に之が完了を見た。又此の間に於て、東京市下水道及び上水道の擴張を議決確定した。下水道事業は、明治四十四年、上水道事業は大正二年から夫々、着工された。然し一方時運の趨勢は、事業の遂行と理想とを益々隔絶せしめ市區改正條例を以てしては到底都市計畫の法制として満足するを得ない情勢となり、遂に大正八年都市計畫法及び市街地建築物法の發布を見るに至り、新に都市計畫區域、用途地域、防火地域、其他土地區劃整理等に關する規定の制定を見た。

斯くて、都市計畫區域及び防火地區等を設定すると共に、大正十年には最初の都市計畫として、街路の修築、河川運河の改修計畫を樹て事業實施を具體化せんとした。折柄、這般の大震災に遭遇したる為、既定計畫の大部分を占める焼失區域に屬する計畫は、所謂復興計畫として之を實施し、殘餘の非焼失區域に屬する計畫中郡部の大部分は、東京府知事により、又郡部の一部並に市内は東京市長により施行せらるゝことゝなり、着々之が實施の歩を進めた。復興計畫に於ては此の災害を一轉機として、都市百年の大計を樹て、都市計畫の一層なる徹底を期すべく、之を分つて、土地區劃整理、幹線道路、補助線道路、河川、運河、大公園、小公園、中央卸賣市場等と為し上水道及び下水道の一部と共に、帝都復興事業として官民協力の下に實施された。

斯くて、七ヶ年の努力により、さしもの大事業も其の完成を見、市内に於ける都市計畫事業の大部分を遂行し得たので、昭和五年三月本市に於ても復興事業局を廢し、新に都市計畫課を設け、東京都市計畫事業の完成に邁進する事になつた。

又一方、大正十一年には都市計畫區域の設定を見、續いて古川改修を始めとする運河、河川の改修、及び高速度交通機關路線計畫、家畜市場、屠場設置計畫等が決定された。尚昭和二年には復興計畫により根本的改訂を加へられ、焼失區域内の道路計畫に對應す可く、都市計畫區域全部に亘る道路網計畫が決定された。其の一部は都市計畫事業として現に實行され更に昭和五年には町村細道路網計畫が樹てられ、既に駒澤町外十二ヶ町村に於ける道路計畫が決定された。

尚郊外下水道計畫に就ても、郊外町村の發達に伴つて下水道施設の緊要に迫られて、昭和五年三月に郊外四十一ヶ町村に亘る所謂郊外下水道幹線新設計畫が決定され、更に之に關聯して、町村下水道計畫の決定を見た。而して前者の一部及び後者の大部分は下水道組合或は關係町村長に於て既に事業に着手して居る。

然らば都市計畫區域とは何かと云へば、都市計畫區域とは、大正十一年に決定された、都市計畫上一體をなす可きものとされた地域の謂である。大體東京驛を中心として、十哩の半径を以て描いた圓周内に包括される地域で、これに行政區域や自然的境界たる河川等を考慮して修正を加へた結果、東部は江戸川、北部は荒川放水路、西南は多摩川を以て境界とする一帯である。

之を具體的に述べれば、舊市及び之れに隣接する新市域五郡、即ち荏原、豊多摩、北豊島、南足立、南葛飾の五郡と北多摩の一部たる砧、千歳の二ヶ村を加へたもので、其の總面積は一億六千九百七萬五千百四十一坪で、其の内東京市は二千五百二十八萬二千百五十八坪で舊郡部面積の一割五分を占めるに過ぎない。種々の曲折を経て愈々實現の運に至つた今回の市域擴張に伴ふ、隣接町村の合併案には、由來四案あつたが、隣接五郡八十二ヶ町村併合が實現されるに至つた経過は前述の通りである。

以下 第二節事業總説及び第三節事業各論 省略

以下 第十二章～第十九章 省略

## 第二十章 結 語

以上述べた處によつて大東京の地位と現勢とは略之を明かにすることができたと思ふ。多年の懸案であつた市域擴張の實現を見た東京市は、これにより一擧にして其の面積を約六倍半し其の人口を約二倍半増加した。即ち市域擴張の完成に依つて東京市は、近代都市としての容相と、實質を拡充せしめる途は開かれ、大都市經營の重要な命題を一身に集中して獨り我國に於ける都市行政上のみでなく、世界の注目と興味に値する地位を獲得したのである。今や大東京の外廓はこゝに完成を見たが今後は内部構造の整備内容の充實につとめねばならない。東京市の今後解決すべき問題は數多く存在してゐるが、最も重要な先決問題は都制の實施である。都制の獲得によつてのみ大東京は其の實を擧げることが出来ると言ふも過言ではない。抑々明治二十二年自治制の布かれた當時に於てさへ、東京市のやうな特別の大都市には特別の立法と特殊の制度を以つて、特別の待遇と特別の行政に當らねばならぬと言ふ議論が、時の元老院から持ち出されてゐた位である。その後四十餘年間目覺しき國運の隆昌に伴つて、帝都としての東京市も亦躍然として世界の大都市に列したのである。而してその市政の一張一弛は直ちに全日本の運命に重大なる關係を有つてゐるにも拘らず、今尚舊時代の法制の下に帝都を遇するは何としても一大錯誤と言はねばならない。百二十萬圓の微々たる歳計から二億數千萬圓の膨大な歳計となり、日本の東京から一躍世界の東京となり、百二三十萬の市民生活から今や五百萬の大世帯に向上した東京が依然として舊時代の桎梏から免れ得ないのは、如何に考へても不自然の甚はだしいものである。都制の獲得は實に大東京の實質的完成の先決問題である。

併し乍ら今次の市郡併合の實現により都制實施の機運は著しく促進され、今や近く將來其の實現が約束さるゝに至つてゐる。かくて我等の東京は名實ともに世界の大東京として中外に其の威容を示す日が近づいた。今や大東京は誕生したが地域が擴がり市民が殖えたばかりが能事ではない。大東京には帝都として日本文化の中樞として將來又世界新文化の中心としての意義がなくてはならない。大東京の地位を思ひ使命を解して、愛市の大精神により五百萬全市民は協力一致大東京の完成に精進せねばならない。

以下 附録 臨時市域擴張部事務日誌抜 省略

〔了〕